

議案第15号

南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町表彰及び顕彰に関する条例の一部を改正する条例

南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町表彰及び顕彰に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町表彰及び顕彰に関する条例の一部を改正する条例

(南風原町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 南風原町職員の給与に関する条例（昭和59年南風原町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第3号及び第4号並びに第23条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(南風原町表彰及び顕彰に関する条例の一部改正)

第2条 南風原町表彰及び顕彰に関する条例（平成2年南風原町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、この条例による改正後の南風原町職員の給与に関する条例第23条の3第1項第1号及び第3項第3号に規定する拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。